

## ○国有林野事業債務管理特別会計

### I 特別会計の設置等に関する情報

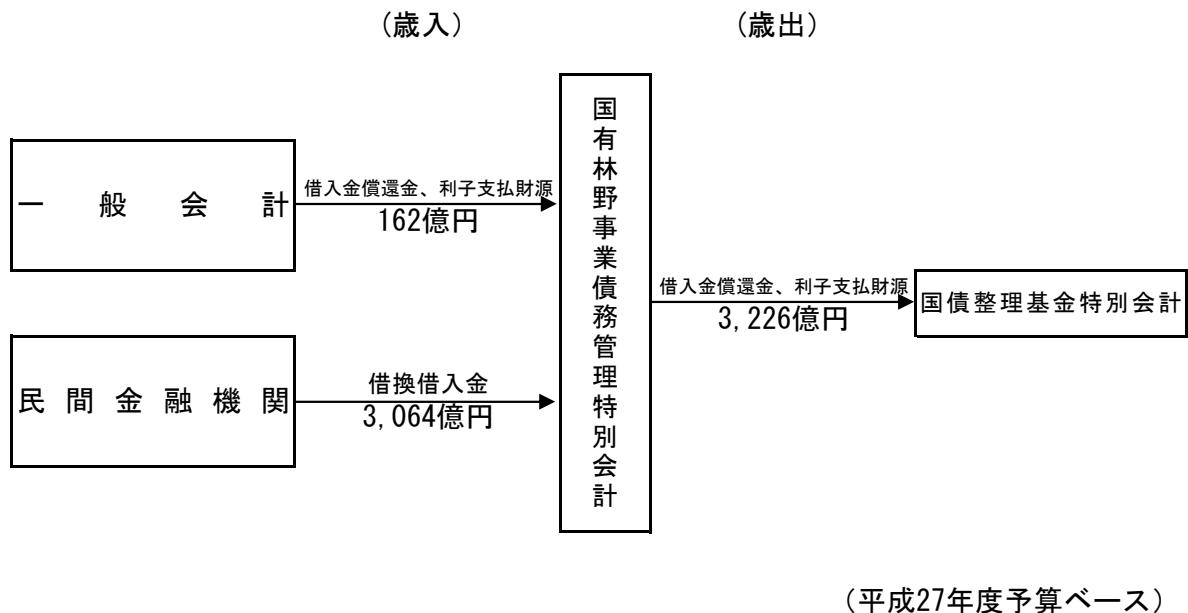
#### ○ 国有林野事業債務管理特別会計の目的

国有林野事業債務管理特別会計は、旧国有林野事業特別会計に属していた借入金に係る債務を承継し、この処理に関する経理を行うことを目的として、平成25年度から暫定的に設置された特別会計です。

#### ○ 国有林野事業債務管理特別会計が経理している事務の内容

国有林野事業債務管理特別会計は、借入金の償還財源に充てるため借入金の借換えを行い、一般会計から受け入れた借入金償還金等（国有林野産物の売払収入等を財源とした借入金元本償還金等）と利子支払財源を合わせて、国債整理基金特別会計へ繰入れを行います。

#### ○ 歳入及び歳出の概要



国有林野事業債務管理特別会計に関するお問い合わせ先  
林野庁 国有林野部 管理課 予算係  
(代表) 03-3502-8111 (内線) 6253